

公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」といいます。）における、法令違反や不当な行為の早期発見と是正を図るとともに、内部通報を行った職員等（通報者等）を保護し、コンプライアンス推進を図ることを目的として、内部通報制度を設けています。

◆通報する前に

あなたは通報することができる人ですか？
通報することができるのは、次の方々です。

- 法人の職員就業規則に規程する職員
- 法人の契約先の労働者
- 法人の設置する大学等の学生及び大学院生など

◆通報は実名が原則です

匿名の場合は客観的資料が必要です。

◆通報する内容は通報の対象行為ですか？

次に掲げる行為又はそのおそれのある行為が対象です。

- 法令（法人の規程、要綱、規則等を含みます。）に違反する行為
- 学生、患者、職員等の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為
- 医療安全管理の適正な実施に疑義を生じさせる行為
- その他法人の事務事業に係る不当な行為で、法人の利益を失わせ若しくは法人に著しい損害を与えるもの

◆通報の方法

裏面の様式に必要事項を記入のうえ、Eメールまたは郵送にて送付してください。

- Eメールの場合
ycu@integrex.jp

- 郵送の場合
〒150-0012
東京都渋谷区広尾5-8-14-7F
株式会社インテグレックス 宛

※様式は以下URLからダウンロードすることもできます。
<http://www.yokohama-cu.ac.jp/policy/tsuhou.html>

《通報対応の流れ》

